

別紙書類

別紙 1(6) 承継店舗	17
別紙 3-1 乙において存続する債務	20
別紙 3-2 その他の資産の算定方法	21
別紙 5-1 譲受会社の締結する営業譲渡契約	23
別紙 6-2 資金援助の対象とならない費用	25
別紙 8-2(1) 本営業譲渡の実行において甲が乙に交付する資料	26
別紙 8-2(2) 本営業譲渡の実行において乙が譲受会社に交付する資料	27
別紙 9-1 甲の表明と保証	28
別紙 9-2 乙の表明と保証	30
別紙 10-1 譲受会社における役員	38
別紙 10-2 甲の取得する許認可等	39
別紙 10-3 本契約に基づく取引を実行するために必要な甲の行為	43
別紙 10-4 乙の業務遂行に関して甲が協力して行う業務	45
別紙 11-2 通常の業務の範囲を超えて、承継店舗に関し、乙がなしうる行為	46
別紙 11-4 譲渡対象営業に関する乙の行為	47
別紙 16-1 費用負担	48
別紙 16-2 公租公課の分担	50

別紙 1(6) 承継店舗

承継する店舗の明細

地区	店番	店名	所有・賃借
都内	100	本店営業部	所有
	101	池袋支店	賃借
	102	銀座支店	賃借
	104	虎ノ門支店	賃借
	105	新宿支店	賃借
	106	渋谷支店	賃借
	107	上野支店	賃借
	108	神田支店	賃借
	109	浅草支店	賃借
	111	千住支店	賃借
	112	梅島支店	所有
	113	本所支店	賃借
	114	深川支店	賃借
	116	小岩支店	賃借
	117	大森支店	賃借
	118	荏原支店	賃借
	119	蒲田支店	賃借
	121	赤羽支店	賃借
	123	赤塚支店	賃借
	124	富士見台支店	賃借
	125	幡ヶ谷支店	賃借
	126	野沢支店	所有
	127	中野支店	賃借
	128	荻窪支店	借地・建物所有
	129	立川支店	賃借
	130	北砂支店	賃借
	131	小平支店	賃借
	132	新宿西口支店	賃借
	135	砂川支店	所有
	136	仙川支店	賃借
	137	高島平支店	賃借
	139	経堂支店	所有
	141	代々木八幡支店	賃借
	143	雪谷支店	賃借
	145	府中車返支店	賃借
	150	八王子支店	賃借
	156	光が丘支店	賃借
神奈川	201	横浜支店	賃借

地区	店番	店名	所有・賃借
	202	横浜駅前支店	賃借
	203	川崎支店	賃借
	204	横須賀支店	所有
	205	辻堂支店	賃借
	206	溝ノ口支店	賃借
	208	南永田支店	賃借
	210	港南台支店	賃借
千葉	301	千葉支店	賃借
	302	茂原支店	賃借
	303	松戸支店	賃借
	304	習志野支店	所有
	305	臼井支店	賃借
	306	元山支店	賃借
埼玉	401	浦和支店	所有
	402	熊谷支店	賃借
	403	西川口支店	賃借
	404	大宮支店	賃借
山梨	501	甲府支店	所有
	合計	56ヶ店	

承継する店舗外ATMの明細

母店	名 称	所有・賃借
本當	赤坂	賃借
本當	デックス東京ビーチ	賃借
本當	麹町	賃借
本當	東大医科学研究所	賃借
池袋	サンシャイン通り	賃借
銀座	銀座 6 丁目	賃借
銀座	銀座 8 丁目	賃借
虎ノ門	新橋	賃借
新宿	東京都立大久保病院	賃借
新宿	国立国際医療センター	賃借
渋谷	表参道	賃借
渋谷	青山病院	賃借
神田	神田駅西口	賃借
神田	東京警察病院	賃借
浅草	雷門	賃借
本所	水戸街道	所有
小岩	松江	賃借
小岩	立石駅前	賃借
大森	大森駅前	賃借
荏原	平塚	賃借
蒲田	蒲田東口	賃借
赤羽	ダ・エ-赤羽店	賃借
野沢	国立病院東京医療センター	賃借
小平	多摩老人医療センター	賃借
小平	清瀬病院	賃借
新宿西口	新宿西口駅前	賃借
砂川	東京災害医療センター	賃借
仙川	いなげや三鷹下連雀店	賃借
高島平	高島平一丁目	賃借
横浜駅前	横浜駅前西口	賃借
溝ノ口	関東労災病院	賃借
千葉	千葉中央	賃借
熊谷	弥生	所有
甲府	昭和通	賃借
合計	34ヶ所	

承継する駐車場

地区	店番	店名	所有・賃借	台数
都内	100	営業本部	賃借	32
	101	池袋	賃借	3
	102	銀座	賃借	1
	104	虎ノ門	賃借	3
	104	虎ノ門	賃借	1
	105	新宿	賃借	3
	106	渋谷	賃借	2
	106	渋谷	賃借	1
	107	上野	賃借	1
	108	神田	賃借	2
	109	浅草	賃借	5
	111	千住	賃借	3
	112	梅島	賃借	3
	114	深川	賃借	1
	116	小岩	賃借	3
	117	大森	賃借	1
	117	大森	賃借	3
	118	荏原	賃借	4
	119	蒲田	賃借	2
	121	赤羽	賃借	1
	121	赤羽	賃借	2
	124	富士見台	賃借	6
	125	幡ヶ谷	賃借	1
	127	中野	賃借	3
	129	立川	賃借	3
	129	立川	賃借	1
	129	立川	賃借	4
	131	小平	賃借	8
	132	新宿西口	賃借	2
	132	新宿西口	賃借	1

地区	店番	店名	所有・賃借	台数
神奈川	135	砂川	賃借	10
	136	仙川	賃借	4
	137	高島平	賃借	2
	137	高島平	賃借	2
	141	代々木八幡	賃借	3
	145	府中車返	賃借	1
	150	八王子	賃借	3
	156	光が丘	賃借	3
	201	横浜	賃借	9
	202	横浜駅前	賃借	2
千葉	202	横浜駅前	賃借	3
	203	川崎	賃借	2
	203	川崎	賃借	1
	205	辻堂	賃借	3
	206	溝口	賃借	2
	210	港南台	賃借	7
	301	千葉	賃借	2
	301	千葉	賃借	4
	302	茂原	賃借	12
	305	臼井	賃借	22
埼玉	306	元山	賃借	3
	401	浦和	賃借	6
	402	熊谷	賃借	7
	402	熊谷	賃借	2
	403	西川口	賃借	6
甲府	404	大宮	賃借	5
	501	甲府	賃借	13
	503	昭和通出張所	賃借	1
	503	昭和通出張所	賃借	4

別紙 3-1

別紙 3-1 乙において存続する債務

該当無し

別紙 3-2 その他の資産の算定方法

科 目	価格の決定方法
現金・預け金他	簿価。
国債	日本証券業協会発表の「店頭基準気配」による。
地方債	* 但し、営業譲渡日においては、その前営業日の日本証券業協会発表「店頭基準気配」による。
政府保証債	
金融債	
商品国債	
事業債	額面価格。
非上場株式	<p>【ケース1：配当している場合】 $(\text{簿価純資産価額方式} + \text{配当還元方式}) \div 2$</p> <p>【ケース2：無配の場合で、1株当たりの簿価純資産価額が額面を上回る場合】 $(\text{簿価純資産価額方式} + \text{額面}) \div 2$</p> <p>【ケース3：無配の場合で、1株当たりの簿価純資産価額が額面を下回る場合】 簿価純資産価額方式による</p> <p>【ケース4：債務超過先】 $\text{備忘価格(1株1円、または1銘柄1円)}$</p>
保証金権利金	
後納郵便担保金	簿価。
住商リース	簿価。
東京手形交換所	簿価。
その他の資産	
未収還付源泉所得税	簿価。
金融安定化	簿価。
新金融安定化	簿価。
ソフト料	簿価。
未決済為替貸	簿価。
代理店貸	
収納口	簿価。
支払口	簿価。

科 目	価格の決定方法
仮払金(その他)	
不渡異議申立提供金	簿価。
利子諸税等過誤払国税	簿価。
地方税	
(与信関連)	
競売予納金	自己査定(一部はRCC監査終了)の債務者区分に応じ、引当金控除方式により算出。
供託金保証金	自己査定(一部はRCC監査終了)の債務者区分に応じ、引当金控除方式により算出。
競売登録税	自己査定(一部はRCC監査終了)の債務者区分に応じ、引当金控除方式により算出。
仮差押登録税	自己査定(一部はRCC監査終了)の債務者区分に応じ、引当金控除方式により算出。
その他融資口	自己査定(一部はRCC監査終了)の債務者区分に応じ、引当金控除方式により算出。
雜 口	自己査定(一部はRCC監査終了)の債務者区分に応じ、引当金控除方式により算出。
(店舗関連)	鑑定価格。
営業用不動産	
営業用建物(造作)	簿価。
保証金	
店舗関係	簿価。
電話加入権	市場価格(電話加入権取扱業者10社の平均的な販売価格)。
営業用動産	簿価。
リース不動産	平成13年5月末定率償却後簿価。
再リース動産	換算定率簿価(5%)。

別紙 5-1 譲受会社の締結する営業譲渡契約

営業譲渡契約

1. [](以下「譲受会社」という)は、ローン・スター・ファンド・スリー(ユー・エス), エル・ピー (Lone Star Fund III, (U.S.), L.P.) 及びローン・スター・ファンド・スリー(バミューダ), エル・ピー (Lone Star Fund III, (Bermuda), L.P.) (以下総称して「甲」という)と株式会社東京相和銀行(以下「乙」という)との間の平成 13 年 1 月 25 日付営業譲渡契約(以下「原契約」という)及び原契約における営業譲渡契約書等(以下あわせて「原契約等」という)において、甲が譲受会社になさしめることが規定されている行為を行う義務を甲とともに負担し、原契約等を承認する。譲受会社は、本営業譲渡契約の締結により、原契約等において譲受会社が取得する旨規定されている権利を取得する。本営業譲渡契約において、別段の定義がなされない限り、原契約において定義された用語は本営業譲渡契約においても同じ意味で用いられる。
2. 譲受会社は、乙に対し、原契約第 9 条 1 項に基づき甲が為す表明及び保証を譲受会社自身が為すものと読み替えたものを、表明し、保証する。但し、原契約別紙 9-1 第 1 条 1 項は、「譲受会社は、日本法に基づき有効に設立され、存在する法人である。」と、同条 5 項は、「譲受会社は、原契約等における本営業譲渡に付随するリスクを十分に認識している。」と、同別紙第 2 条 1 項後段は、「譲受会社が乙に開示した情報は、銀行法及びその他の適用法に基づいて銀行に要求される注意義務に基づきなされたものである。」と、同別紙第 2 条 2 項「本契約締結日時点」は、「譲受会社と乙とのこの営業譲渡契約を締結した日の時点」と、それぞれ読み替えるものとする。かかる表明及び保証は、原契約第 9 条 1 項の甲の表明及び保証と同一に取扱われるものとする。
3. 乙は、原契約第 9 条 2 項に基づき、譲受会社に対して表明し、保証する。

譲受会社： []
代表取締役 []

乙： 株式会社東京相和銀行

金融整理管財人 鈴木 誠

金融整理管財人 和食克雄

金融整理管財人 預金保険機構
理事長 松田昇

別紙 6-2 資金援助の対象とならない費用

- ① 債権移転費用(抵当権移転費用、印紙税等)
- ② 預金移管費用(顧客通知費用、証書貼付印紙代、通帳発行費用等)
- ③ 制服費用
- ④ 看板取替費用
- ⑤ システム開発費用
- ⑥ その他上記にかかわらず、営業譲受けに係る費用

以上

別紙 8-2(1) 本営業譲渡の実行において甲が乙に交付する資料

1. 承継資産の受取書
2. 引受債務の引受証書
3. 甲の代理人弁護士による意見書及び譲受会社の代理人弁護士による意見書
4. 本契約第 12 条 2 項に規定された条件の成就を確認するため、乙が合理的な理由に基づき請求するその他の文書及び証拠書類

以 上

別紙 8-2(2) 本営業譲渡の実行において乙が譲受会社に交付する資料

1. 承継資産の譲渡証書
2. 乙の代理人弁護士による意見書
3. 本契約第 12 条 1 項に規定された条件の成就を確認するため、譲受会社が合理的な理由に基づき請求するその他の文書及び証拠書類
4. 乙が譲受会社に引渡す、以下の主要な書類等を記載した目録
 - (1) 不動産権利書 承継店舗のうち、その土地もしくは建物またはその両方を乙が所有するものの不動産権利書すべて
 - (2) 出入口鍵 承継店舗である、店舗、店舗外 ATM 及び溜池ビル他本部施設に係る、乙の所有する出入口鍵のすべて
 - (3) 金銭消費貸借契約 承継与信資産に係る契約
 - (4) 担保設定契約書 承継与信資産に係る契約
 - (5) 有価証券 承継資産に含まれる株式・国債等
 - (6) 保険証券 譲渡対象営業に係る生命保険・損害保険証券等
 - (7) その他の契約書 譲渡対象営業を営業するにあたり必要な契約書等

以上

別紙 9-1 甲の表明と保証

甲は、本別紙において、甲の知りうる限り、以下のとおり表明し、保証する。

第1条 法人に関する事項

1. 組織的事項

ローン・スター・ファンド・スリー(ユー・エス), エル・ピー (Lone Star Fund III, (U.S.), L.P.) は、デラウェア州法に基づき有効に組成され、存在するリミテッド・パートナーシップであり、ローン・スター・ファンド・スリー(バミューダ), エル・ピー (Lone Star Fund III, (Bermuda), L.P.) は、バミューダ法に基づき有効に組成され、存在するリミテッド・パートナーシップである。

2. 取引権限

甲は、営業譲渡契約書等を締結し、これらに基づいて自らの義務を履行するための、権能及び権限を有する。営業譲渡契約書等は、甲の適法、有効かつ法的な義務を構成する。営業譲渡契約書等は、甲に適用のある破産法、民事再生法、会社更生法、商法に類する法令及び債権者の権利一般に関連または影響するその他の法律により、またその性質上もしくは一般的な信義則により、その履行の強制が制限される場合を除き、その各条項に従い、甲に対して履行の強制力がある。

3. 違反のないこと

別添 1-3 に記載されたものを除き、甲は、営業譲渡契約書等を履行するために必要な政府機関による許可、認可、承認または登録をすべて取得し、実行している。営業譲渡契約書等の締結及びこれらで規定される取引の完了は、(1) 甲に対して適用される法令もしくは規制、または定款等の内部規則に違反せず、(2) 甲が当事者となっていりいかなる契約にも抵触または違反せず、かつ、これらに基づく債務不履行を構成しない。但し、上記(2)については、重大な悪影響を及ぼすおそれのないものまたは乙による営業譲渡契約書等の履行を重要な点において妨げるおそれのないものを除く。

4. 法律の遵守

別添 1-4 に記載されたもの及び遵守していないことが重大な悪影響を及ぼすおそれのないものを除き、甲は、適用ある法令及び規制を遵守しており、甲が遵守していない旨の書面による主張を受けていない。

5. 専門性

甲は、金融に係るデューデリジェンスの経験も豊富であり、金融の専門家の助言を隨時得て、デューデリジェンスも詳細に行い、本営業譲渡に付随するリスクを十分に認識している。

第2条 一般的事項

1. 開 示

本別紙に含まれる表明及び保証は、いかなる事実の虚偽の記述も含まず、また、本契約に含まれる記述及び情報が誤解されないために必要ないかなる事実も削除していない。甲が乙に開示した情報は、甲に適用される法令に基づいて要求される注意義務に基づきなされたものである。

2. 表明及び保証の時点

本別紙に含まれる表明及び保証は、本契約締結日時点でなされたものであり、営業譲渡日の時点でも再度なされるものとする。

3. 存 続

本別紙に含まれる表明及び保証は、営業譲渡日以後も存続するものとする。

以上

別紙 9-2 乙の表明と保証

乙は、本別紙において、乙の知りうる限り、以下のとおり表明し、保証する。本別紙において、「乙の知る限り」とは、金融整理管財人のいずれかの知る限りということを、「乙の知りうる限り」とは、金融整理管財人のいずれかの知りうる限りということを意味する。

第1条 法人に関する事項

1. 組織的事項

乙は、金融再生法第 8 条 1 項に基づき、金融再生委員会から乙に対して下された、1999 年 6 月 12 日付業務及び財産の管理を命ずる処分に従い、金融整理管財人が行う管理(以下「金融整理管財人による管理」という)下にある法人で、日本法に基づき有効に設立され、存在する。金融整理管財人は、金融再生法に基づき、乙の組織法上の代表権、業務執行権及び財産管理・処分権を専有している。

2. 取引権限

乙は、営業譲渡契約書等を締結し、これらに基づいて自らの義務を履行するための、権能及び権限を有する。営業譲渡契約書等は、乙の適法、有効かつ法的な義務を構成する。営業譲渡契約書等は、破産法、民事再生法、会社更生法、商法及び債権者の権利一般に関連または影響するその他の法律により、またその性質上もしくは一般的な信義則により、その履行の強制が制限される場合(以下「特定制限時」という)を除き、その各条項に従い、乙に対して履行の強制力がある。

3. 違反のないこと

別添 1-3 に記載されたものを除き、乙は、営業譲渡契約書等を履行するために必要な政府機関による許可、認可、承認または登録をすべて取得し、実行している。営業譲渡契約書等の締結及びこれらで規定される取引の完了は、(1)乙に対して適用される法令もしくは規制、または定款等の内部規則に違反せず、(2)乙が当事者となっているもしくは承継資産のいずれかが対象となっているいかなる契約にも抵触または違反せず、かつ、これらに基づく債務不履行を構成しない。但し、上記(2)については、重大な悪影響を及ぼすおそれのないものまたは甲による営業譲渡契約書等の履行を重要な点において妨げるおそれのないものを除く。

4. 法律の遵守

別添 1-4 に記載されたもの及び遵守していないことが重大な悪影響を及ぼすおそれのないものを除き、金融整理管財人による管理が開始されてから、乙は、適用ある業法及び規制を遵守しており、乙が遵守していない旨の書面による主張を

受けていない。

5. 財務報告書

別添 1-5 は、2000 年 3 月 31 日に終了する会計年度の年度末時点の乙の監査済の貸借対照表及び損益計算書並びに 2000 年 9 月 30 日までの 6 ヶ月間にに関するその終了時点の乙の中間貸借対照表及び中間損益計算書である（以下総称して「財務報告書」という）。

財務報告書は、カバーされる期間を通して一貫した基準で適用される日本国において一般に公正妥当と認められる企業会計基準に則って作成されており、当該日付時点の乙の財務状態及び当該該当期間に関する乙の経営成績を重要な点で正確かつ公正に表示している。財務報告書は、乙の適法な会計帳簿と一致している。

6. 税 金

別添 1-6 に記載されたものを除き、金融整理管財人による管理が開始されてから、乙は、表明時点の前日までに到来する期限までに提出の必要な納税申告書（修正申告を含む）をすべて適法に提出している。乙が支払うべき納期限の到来したすべての税金は支払済みであり、税金にかかる課税当局からの請求は存しない。乙は、源泉徴収義務をすべて適法に履行している。

7. 訴 訟

別添 1-7 は、乙の知る限りにおいて、乙を当事者として現在係属している訴訟、調停、仲裁等の法的手続及び将来、乙が、これらの法的手続における一当事者となりうる事情を記載している。同別添に記載されたものを除き、乙の知る限り、乙を当事者とする譲渡対象営業に関する訴訟は係属しておらず、また、譲渡対象営業の承継者に対して制約もしくは義務を新たに課す裁判所の判決、決定もしくは命令は下されておらず、また譲渡対象営業に関する訴訟等を提起する旨の書面による告発、告訴または通知（既に訴訟等が係属しているものは除く）も受領していない。

第 2 条 承継与信資産に関する事項

1. 承継与信資産 CD-ROM

2000 年 9 月 30 日付の「承継与信資産」と表示された CD-ROM である「承継与信資産 CD-ROM」は、乙により作成され、2000 年 9 月 30 日時点の承継与信資産の残高の他、それぞれに示される日付時点で計算された承継与信資産を特定するために必要な項目が記載されている。

2. 強制執行力

各承継与信資産における各債務者に対する与信は、乙の貸付及び信用供与方針に基づく通常の業務の範囲から生じたものである。各承継与信資産は、乙の知る限り、その発生原因に不法なものはない。各承継与信資産は、特定制限時を除

き、その条項に従って履行を強制することができる。但し、本項の表明保証に違反する承継与信資産が存しても、当該承継与信資産につき本契約第 7 条に基づく調整後は、当該違反が治癒されたものとみなす。なお、別添 2-2 に記載されたものは、本項の適用を受けない。

3. 譲渡

乙は、各承継与信資産の単独の債権者であり、かかる承継与信資産を譲受会社に譲渡する権利を有している。各承継与信資産は、第三者の担保の対象になっておらず、差押、その他当該承継与信資産の譲渡を妨げる法的負担は付着していない。

いずれの承継与信資産も、第三者への譲渡の対象とはなっておらず、また、営業譲渡日までに、第三者への譲渡の対象とすることは予定されていない。

4. 特定関係株主に対する承継与信資産

別添 2-4 に記載された貸付を除き、承継与信資産の中に、乙の 1 パーセント以上の株式を保有する旨乙の株主名簿に記載のある株主(以下本条において「特定関係株主」という)及び乙が 5 パーセント以上の株式を保有している相手先が借主または保証人(株式会社東京ミリオンカード、株式会社東相銀ファイナンス及び株式会社東相銀ジェーシービーカードを除く)である貸付はない。

5. 特定関係株主に対する承継与信資産以外の与信資産

別添 2-5 には、特定関係株主に対する貸付のうち、承継与信資産から除外されている貸付に関する明細が記載されている。

第 3 条 担保

1. 東京ミリオン・東相銀ファイナンス担保明細 CD-ROM

乙が甲に提供する「東京ミリオン・東相銀ファイナンス担保明細 CD-ROM」は、株式会社東京ミリオンカード及び株式会社東相銀ファイナンスの保証で、乙が有効な担保権として評価したものを記載したものである。

2. 担保権及び担保物

別添 3-2 に記載されたものを除き、金融整理管財人が担保付資産として評価したすべての承継与信資産に関する、抵当権、ゴルフ会員権、約束手形、株券及び銀行預金を含む、あらゆる担保権及び担保物(前項に規定する株式会社東京ミリオンカード及び株式会社東相銀ファイナンスの保証で、乙が有効な担保権として評価したものも含む。)は、乙の知る限り、(1)乙が担保権者として適法に登録、登記その他の対抗要件を備えており、(2)その発生原因に不法なものはなく、(3)特定制限時を除き、その条項に従って強制執行可能であり、(4)第三者の担保の対象になっておらず、差押、その他当該担保権の譲渡を妨げる法的負担は付着しておらず、また(5)承継与信資産の移転に伴い、移転することが可能である。

第4条 その他の承継資産に関する事項

1. 所有する不動産

別添 4-1 は、乙が所有し譲受会社が承継する、コンピュータデータセンター(杉並センター)、倉庫施設及び寮・社宅(以下総称して「その他施設」という)、並びに、承継店舗における不動産(以下「所有不動産」という)を記載している。

同別添に記載がなされたものを除き、乙は、所有不動産につき、甲に開示済の登記簿謄本またはその写しに記載されたとおりの適法な所有権を有し、かつ担保権もしくは権利の負担のない状態で保持しており、かかる所有権を、営業譲渡日において担保権等の法的負担または譲渡制限が設定されていない状態で、譲受会社に移転することが可能である。所有不動産につき、その現在の使用、占有もしくは価値に悪影響を及ぼすような、(1)公用収用手続開始の告示はなされておらず、(2)訴訟もしくは行政手続は係属しておらず、また(3)それらに関する通知を乙は受領していない。

2. 貸借する不動産

別添 4-2 は、乙が貸借権を有する、承継店舗及びその他施設における不動産(以下「貸借不動産」という)を記載している。

同別添に記載がなされたものを除き、乙は、貸借不動産に関する適法な貸借権を有し、かつ承諾料の支払義務を除き、担保権または権利の負担のない状態で保持しており、営業譲渡日において担保権等の法的負担または譲渡制限が設定されていない状態で、譲受会社に移転することが可能である。貸借不動産につき、その現在の使用、占有または価値に悪影響を及ぼすような、(1)公用収用手続開始の告示はなされておらず、(2)訴訟もしくは行政手続は係属しておらず、(3)乙の貸借権に係る賃貸借契約において契約当事者において重大な債務不履行は発生しておらず、また(4)それらに関する通知を乙は受領していない。

3. 所有する株式

別添 4-3 は、譲受会社に譲渡されるべき、乙が所有する株式を記載したものである。

同別添に記載がなされたものを除き、乙は、いかなる差押えまたは第三者の権利も設定されていない状態で、当該株式について単独かつ適法な所有権を有しており、当該株式は譲渡可能なものである。

4. 動 産

別添 4-4 には、乙が所有または貸借権その他の使用権限に基づき使用し、譲受会社が承継するすべての設備、備品、定着物その他動産(前項に記載する株式を除く。以下本項で「対象動産」という)及びその帳簿価格が含まれている(乙がリースを受けるリース物件に係る帳簿価格を除く)。かかる帳簿価格に適用される減価償却率は、従前の会計期間について一貫した基準で適用される日本において一般に公正妥当と認められた会計基準に則っている。

乙は、承継店舗の営業に必要なすべての対象動産を適法に所有及び占有し、所有者としての必要な登録を備え、またはリースを受けている。当該対象動産は、第三者の担保権の対象になっておらず、差押、その他乙によるかかる各資産の譲渡を妨げる負担は付着していない。当該対象動産は、通常の業務慣例に従って管理されている。

5. 知的財産権

別添 4-5 には、乙が所有する、または第三者が所有し乙が使用する重要な知的財産権のすべてが記載されている。かかる「知的財産権」とは、本項において、(a) 乙のすべての商標、サービスマーク、意匠、ロゴ、商号、会社名及びそれに付随するのれん、(b) 承継店舗に関するノウハウ、(c) 承継店舗で使用されている事項に関する著作権及びコンピュータソフトウェア(財務データ及び関連文書を含む)、及び(d) 承継店舗に関連するその他の独占的権利を意味する。

乙は、営業譲渡日の直前までの乙の営業に必要なすべての知的財産権を有し、または契約に従い使用する権利を有する。営業譲渡日の直前まで乙が所有または使用する各知的財産権は、営業譲渡日以後も同一条件で譲受会社がその事業で使用することに重大な制約を与えるものはない。乙は、その知的財産権の使用が、第三者の知的所有権を侵害している旨の書面による通知を受けていない。

6. 繼続する契約

別添 4-6 は、乙が一当事者で、有効かつ拘束力がある書面及び口頭の重要な合意で譲受会社が承継するもの(以下「重要契約」という)の種類及び概要並びに契約先数を記載したリストである。

同別添に記載されたものを除き、乙は、重要契約につき、(1)金融再生法に基づき乙が管理を命ずる処分を受けたことが、契約違反または不履行と見なされる場合を除き、重大な悪影響を乙に及ぼす可能性のある当該契約の債務不履行が発生したまま将来において不履行を構成するであろう事情が発生しているとの通知、(2)金融整理管財人による管理または予定されている乙の営業譲渡を理由とする、契約当事者からの契約の終了の申入れを内容とする通知、及び(3)予定されている乙の営業譲渡における契約の移転を拒絶する内容の通知のいずれも受領していない。

7. 関連会社の保有する承継資産

別添 4-7 は、乙が 5%以上の株式を直接保有している会社、及び乙の 5%以上の株式を保有する旨乙の株主名簿に記載のある会社が所有している賃借不動産を記載したものである。同別添に記載されているものを除き、いずれの乙の関係会社も、いかなる承継資産も有していない。

8. 施設の運営

別添 4-8 に記載されたものを除き、金融整理管財人による管理の開始以降、すべての所有不動産及び賃借不動産は、その所有、賃借または運営に関して必要な

政府機関によるすべての承認を得ており、法律に則って運営され、管理されている。

第 5 条 環境、保健及び安全に関する事項

1. 環境・保健及び安全に関する基準の遵守

別添 5-1 に記載されたものを除き、乙の知る限り、公共の保健と安全、労働者の保健と安全及び環境の汚染または保護に関する適用ある法令、規制、命令その他の規定、司法的・行政的命令、決定、及び契約上の義務(以下「環境・保健及び安全に関する基準」という)の違反は存しない。乙の知る限り、所有不動産及び賃借不動産の専有及び譲渡対象営業の運営において、環境・保健及び安全に関する基準に従って要求されるすべての許可、免許及びその他の認可を取得しており、あらゆる重要な点でこれらを遵守している。

乙は、乙の知る限り、環境・保健及び安全に関する基準の違反の事実もしくはその申立に関する、書面の通告を受けておらず、所有不動産及び賃借不動産に関する調査・修復等の義務を負担すべき旨もしくは、その可能性がある旨の書面の通告を受けていない。

2. 汚染の不存在

別添 5-2 に記載されたものを除き、乙の知る限り、所有不動産には、(1)地下の貯蔵タンク、(2)アスベスト資材、(3)ポリ塩化ビフェニール(PCB)を含む設備、または(4)営業譲渡日から遡って 10 年以内に埋め立てた土地、灌漑施設、もしくはゴミ処理場は存在していない。

同別添に記載されたものを除き、乙の知る限り、乙は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく特別管理産業廃棄物を取り扱っておらず(貯蔵、処理、処分依頼、輸送、運搬、放出等)、本営業譲渡により甲または譲受会社に環境上の責任を賦課することが現在想定される汚染や危険物質によって、所有不動産もしくは賃借不動産が汚染されていること、または譲渡対象営業に係る乙の活動により、何らかの損害(是正費用、人損、物損、弁護士費用等)が発生する状態にはなく、現時点において、それらを除去し、修復するための費用を負担しなければならない事態は想定していない。

3. 法的責任の不存在

別添 5-3 に記載されたものを除き、乙の知る限り、本契約及び本契約の取引の完了のいずれによても、敷地の調査もしくは汚染物除去、または政府機関もしくは第三者への通知もしくはこれらの同意の義務は発生せず、環境・保健及び安全に関する基準に関して、いかなる他者の責任(修復、是正の責任を含む)も負担または引受けおらず、法的に負担または引受けさせされることはない。

第 6 条 従業員関連事項

1. 不当労働行為

別添 6-1 に記載されるものを除き、乙は、労働協約を含む従業員との間の契約当事者ではなく、不当労働行為に基づくストライキ、苦情、その他の団体交渉紛争の当事者にはなっていない。いかなる乙の従業員も、同別添に記載する契約または不当労働行為に基づく一切の請求権を、甲または譲受会社に対して有していない。

2. 福利厚生

別添 6-2 は、資金拠出の有無にかかわらず、乙の現在及び過去の適用ある従業員に対するすべての重要な現在の賃金、退職金、重要な付加給付、賞与その他の福利厚生に関する制度及び合意(以下本条において「福利厚生制度」という)を記載したものである。いかなる従業員も、福利厚生制度に基づく一切の請求権を、甲または譲受会社に対して有していない。

3. 従業員関連事項

別添 6-3 に記載するものを除き、金融整理管財人による管理が開始されてから、乙は、以下の行為を行っていない。

- (1) 通常の業務の範囲を超えて、再雇用従業員に貸付をなし、またはその他の取引を行うこと。
 - (2) 書面または口頭の、雇用契約または労働協約を締結し、または既存の当該契約もしくは協約の条件を修正すること。
 - (3) 通常の業務の範囲を超えて、再雇用従業員の基本給を増額すること。
 - (4) 再雇用従業員の福利厚生制度を、採用、変更、または終了すること。
 - (5) 通常の業務の範囲を超えて、再雇用従業員の雇用条件に変更を加えること。
4. 別添 6-4 は、乙の役員を含む乙の従業員すべてに対する承継与信資産に含まれる行員貸付を記載したものである。

第 7 条 一般的事項

1. 開示

本別紙に含まれる表明及び保証は、いかなる事実の虚偽の記述も含まず、また、本契約に含まれる記述及び情報が誤解されないために必要ないかなる事実も削除していない。乙が甲に開示した情報は、金融再生法及びその他の適用法に基づいて金融整理管財人に要求される注意義務に基づき開示されたものである。

2. 表明及び保証の時点

本別紙に含まれる表明及び保証は、本契約締結日時点でなされたものであり、営業譲渡日の時点でも再度なされるものとする。

3. 存続

本別紙に含まれる表明及び保証は、営業譲渡日以後も存続するものとする。但

し、甲は、上記の表明及び保証違反に関連して金融再生法もしくは預金保険法の規定に基づいて預金保険法第 59 条及び 64 条に定める救済金融機関が申込み、預金保険機構によって決定され行われる金銭の贈与、資金の貸付もしくは預入れ、資産の買取りまたは債務の保証もしくは引受けのいずれかに係る資金援助その他の公的資金の要求をしてはならない。

以 上

別紙 10-1譲受会社における役員

1. 会長 寺澤 劳男
2. 代表取締役社長 大橋 宏

別紙 10-2甲の取得する許認可等

No.	相手方	内 容	特記事項
1.	金融庁	営業の免許	
2.	金融庁	営業の免許（予備審査）申請	銀行法第2条
3.	金融庁	営業等の譲受の認可	銀行法第30条第2項
4.	預金保険機構	資金援助（金銭の贈与、資産の買取）	申請後、金融庁へ報告
5.	金融庁	適格性の認定	資金援助申請前に認定を受ける
6.	預金保険機構	株式等の引受け等（資本注入）	資本注入が必要な場合には、金融庁の承認を要する
7.	公正取引委員会	営業譲受けの届出	届出書受理日から30日後に承認
8.	預金保険機構	金融安定化拠出基金への拠出に関する契約	
9.	新金融安定化基金	基金への拠出に関する契約	
10.	預金保険機構	住専処理に係る基本協定	
11.	日本銀行	考查に関する契約	日銀法44
12.	全国銀行協会等	協会加盟申請	2先
13.	東京銀行協会等	協会・手形交換所加盟申請	5先
14.	関東財務局	承継店舗の新設認可申請	
15.	全国銀行協会	全銀システム接続契約	
16.	第二地方銀行協会	S C S 、 M I C S 、 S D S 接続契約	
17.	日本銀行	当座預金口座の開設	資金決済口座
18.	日本銀行	当座貸越契約	
19.	日本銀行	日銀ネットへの加盟	
20.	日本銀行・銀行協会	担保寄託の設定	為替決済用
21.	短資担保センター	担保寄託の設定	
22.	短資会社等	取引契約の締結、取引口座の開設	資金繰り関連
23.	日本銀行・短資会社	資金運用・調達関係契約	
24.	関東財務局	登録証券業務の申請	有価証券元引受業務、公共債窓販・ディーリング業務、投信窓販

Nb.	相手方	申請事項	特記事項
25.	関東財務局	証券業務における営業の全部譲受けの届出	譲受け後遅滞なく
26.	日本証券業協会	証券業務における営業の全部譲受けの届出	
27.	日本証券業協会	協会加盟申請	
28.	金融庁	社債等登録機関指定申請	
29.	金融庁	担保付社債信託業務申請	
30.	日本銀行	国債決済振替制度への加入申請	
31.	日本銀行・各発券銀行	国債・社債代用証書制度への加入申請	
32.	東京銀行協会	外為円決済制度への加盟	
33.	大蔵省	特別国際金融取引勘定開設申請	オフショア勘定預金・貸付業務
34.	通産省等	輸出手形保険契約	3先
35.	各地の信用保証協会	保証協会との保証契約	7先
36.	長期信用銀行・公庫等	代理貸付契約	11先
37.	全国銀行協会	全銀個人信用情報センター接続契約	
38.	各種信用保証会社等	保証委託契約	個人ローンの保証。6先
39.	日本銀行	日銀代理店、歳入代理店、国債代理店申請	
40.	日本銀行	紙幣・硬貨の受払い契約	
41.	所轄税務署等	営業所設置届	窓口は営業店
42.	本店所在地の税務署	印紙税一括納付申請（預金通帳）	
43.	本店所在地の税務署	印紙税書式納付申請（預金証書）	
44.	第二地銀協（国税局）	国税口座振替受託契約	
45.	第二地銀協（社会保険庁）	厚生保険特別会計口座振替受託契約	
46.	各地方公共団体（90先）	地方税等店頭収納・口座振替受託契約	90先、843件の契約
47.	公庫住宅融資保証協会	住宅金融公庫代理貸付保証料口座振替契約	
48.	安田火災海上保険㈱	住宅公庫代理貸付火災保険料口座振替契約	
49.	国立病院東京災害医療センター等	ATM使用許可申請	8件

No.	相手方	届出書類の内容	特記事項
50.	労働基準監督署	適用事業報告	労基法施行規則57。遅滞なく
51.	労働基準監督署	労働保険関係成立届	徴収法4-2-2。保険関係成立後10日以内
52.	労働基準監督署	就業規則	労基法89-1。遅滞なく
53.	労働基準監督署	時間外労働・休日労働に関する協定書	労基法36。速やかに
54.	労働基準監督署	労働保険概算保険料申告書	労災補償法24、25。徴収法15。保険関係成立後50日以内
55.	労働基準監督署	継続事業一括申請書	徴収法9。速やかに
56.	公共職業安定所	雇用保険適用事業所設置届	雇用保険施行規則141。適用事業所設置後10日以内
57.	公共職業安定所	雇用保険被保険者資格取得届	雇用保険法7等。翌月10日
58.	公共職業安定所	高年齢雇用継続給付の支給申請に係る承諾書	高年齢雇用継続給付の支給申請に係る協定書を添付
59.	公共職業安定所	育児休業給付の支給申請に係る承諾書	育児休業給付の支給申請に係る協定書を添付
60.	社会保険事務所	健康保険・厚生年金保険新規適用届	厚生年金施行規則13。適用事業所に該当後5日以内
61.	社会保険事務所	同 新規適用事業所現況届	厚生年金施行規則13。適用事業所に該当後6日以内
62.	社会保険事務所	同 被保険者資格取得届	厚年施則15。健保施則10。資格取得後7日以内
63.	社会保険事務所	健康保険被扶養者（異動）届	資格取得後5日以内
64.	税務署	給与支払事務所等の開設届出書	所得税法230。事業所開設後1ヵ月以内
65.	日本証券業協会	証券外務員の合格者新規登録	
66.	公告	営業の譲受に関する公告	銀行法34。株主総会決議後2週間以内
67.	公告	根抵当権の譲渡に係る特例の公告	再生法73-1
68.	本店所在地の税務署	法人設立届出書	設立の日から2ヵ月以内
69.	本店所在地の税務署	青色申告の承認申請書	事業年度終了日の前日まで
70.	本店所在地の税務署	申告期限の延長の特例の申請書	事業年度終了日まで

No.	相手方	提出書類の内容	特記事項
71.	本店所在地の税務署	棚卸資産・有価証券の評価方法の届出書	最初の確定申告書の提出期限
72.	本店所在地の税務署	減価償却資産の償却方法の届出書	最初の確定申告書の提出期限
73.	東京都知事	申告書の提出期限の延長の承認申請書	事業年度終了日まで
74.	支店所在の地公体	事業開始等申告書（法人設立申告書）	原則、事業開始日から15日以内。44先

別紙 10-3本契約に基づく取引を実行するために必要な甲の行為

No	相手方	内 容	特記事項
1.	店舗物件所有者等	乙との協力により、乙の借受けている動産・不動産等に関する質借人の地位の承継 または甲による新契約の締結に関する、対外的な折衝	
2.	第二地方銀行協会(経由)	Jデビットシステム接続契約	
3.	郵政省	郵貯システム接続契約	
4.	生命保険会社	団体信用生命保険契約	朝日生命保険、住友生命保険
5.	帝国データバンク	企業情報データベース使用許諾契約	
6.	三井情報開発	財務分析システム使用許諾契約	
7.	産業廃棄物処理事業振興財団	保証契約	
8.	第二地銀協会	電波利用料口座振替納付契約	
9.	第二地銀協会	主要食料買入代金支払事務委託契約	
10.	水道局等(103先)	公共料金収納・口座振替契約	103先、191件の契約
11.	税務署・法務局等(22先)	集金契約	
12.	労働者退職金共済機構等	収納・支払受託契約	
13.	都市基盤整備公団	家賃等収納受託契約	
14.	日本障害者雇用促進協会	身体障害者雇用納付金収納受託契約	
15.	医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構	店頭収納契約	
16.	浦和市環境衛生事業協会	し尿処理手数料の口座振替契約	
17.	東京都住宅供給公社等	公共住宅家賃店頭収納・口座振替契約	
18.	国民生活金融公庫等	口座振替契約	
19.	東京社会保険診療報酬支払基金	診療報酬の口座振込	
20.	東京都国民健康保険団体連合会	診療報酬の口座振込	
21.	日本育英会	奨学金振込、返還金店頭収納・口座振替契約	
22.	日本私立学校振興共済事業団	共済掛金等の口座振替	
23.	関東財務局	銀行法第53条届出(子会社【株式所有50%超等】、関連会社【株式所有20%以上50%以下】、その他【株式所有5%超】)	
24.	公正取引委員会	株式取得認可申請	保証会社、運輸・警備会社
25.	金融庁	株式取得申請	保証会社、運輸・警備会社

No	相手方	取扱い内容	特記事項
26.	法務局	会社設立登記申請	クレジットカード会社
27.	貸金業協会	貸金業登録	クレジットカード会社
28.	通産省	割賦販売斡旋業登録	クレジットカード会社
29.	日本クレジット産業協会	個人信用情報機関への加入	クレジットカード会社
30.	日本クレジットカード協会	個人信用情報機関への加入	クレジットカード会社
31.	ジェーシービーカード本社	業務基本契約	クレジットカード会社
32.	ミリオンカード本社	業務基本契約	クレジットカード会社
33.	運輸省陸運局	株式取得による社名変更届	運輸会社
34.	東京都公安委員会	株式取得による社名変更届	警備会社
35.	金融庁	保険代理店登録	保険代理店
36.	金融庁	保険募集資格者の届出	保険代理店
37.	NTTデータ通信	C A F I S 接続契約	
38.	NTTデータ通信	アンサーシステム接続契約	
39.	NTTドコモ	対外接続契約	
40.	日本認証サービス	インターネットバンク用認証書発行 委託契約	

別紙 10-4乙の業務遂行に関して甲が協力して行う業務

業務の内容	
① 営業譲渡時の計数等確定業務	○営業譲渡日の譲渡資産・負債の確定
② 閉鎖決算業務に関わる資料提供等	○閉鎖決算時の財産目録・貸借対照表等の作成に関わる資料提供 ○閉鎖決算についての計数報告(システムセンター、支店など)
③ 営業譲渡後保存文書授受があった場合の対応	○東京地検・警視庁押収書類返却後の資料整備、保管管理
④ 乙への外部調査や訴訟時の対応	○国税等の外部調査の際の資料提示、対応 ○訴訟関連資料などの閲覧・持出・請求に対する対応
⑤ 乙の資金援助関連手続	○敗訴負担金等の預金保険機構への費用請求手続 ○資金援助額の見直し申請手續 ○清算結了時の預金保険機構への剩余金返還手続
⑥ 乙への資金授受手続	○営業譲渡日以降発生する乙の営業譲渡費用の資金授受 ○乙の日常運営資金の保管、資金授受 ○乙の訴訟費用、敗訴負担金の資金授受
⑦ 乙の事務員で対応困難な場合に、下記業務への人事総務部門、主計部門の人材派遣	○営業譲渡後の人事総務システム関係処理の指導援助、データ作成 ○閉鎖決算時の計数確定、計算書類作成処理の指導援助、データ作成
⑧ システム機器の貸与	

上記協力事務への手数料等

業務内容	手数料等
上記①～⑥、⑧	なし
上記⑦	派遣人件費は一人・時間給 3,700 円とする

以上

別紙 11-2 通常の業務の範囲を超えて、承継店舗に関し、乙がなしうる行為

1. 謾渡対象営業以外の財産の処分に関する行為
2. 承継店舗以外の店舗を乙の判断に基づき承継店舗と統合すること
3. 承継店舗である立川支店の一時使用貸借契約を通常の建物賃貸借契約へ変更する手続

以上

別紙 11-4 謾渡対象営業に関する乙の行為

1. 乙は、乙の単独の責任及び作業により、本営業譽渡の実行に関する準備行為を行う。かかる行為には、以下の作業を含む。
 - (1) 甲及び乙の合意する計画に従った乙の支店の統廃合
 - (2) 本営業譽渡に伴う関係当局(日本銀行を含む)の許認可等の取得または廃止手続き。
 - (3) 動産・不動産等に関する賃貸借契約を除く、本営業譽渡に伴う各種契約等の譲受会社への承継、または解約手続き。
 - (4) 乙が負担すべき経費・人件費・税金等の支払い。
 - (5) 譲受会社が承継しない動産・不動産・その他資産の処分またはその準備。
 - (6) 抵当権その他の担保権の移転手続き。
 - (7) 手形譽渡のための裏書。
 - (8) RCC との間の資産買取契約書の締結。
 - (9) 火災保険等質権設定の承継についての手続き。
 - (10) 債務者概要、稟議書ファイルの整備。
 - (11) 支店の統廃合に伴う各種契約の移管・解約手続き及び動産等の入替え。
 - (12) 日本銀行金融ネットワークシステムへの対応及び譲受会社における ATM ネットワークへの加入に関する協力。
 - (13) 有価証券の名義変更手続き。
 - (14) 譲受会社へ営業譽渡される行員貸付の条件変更。
 - (15) 従業員預り金の廃止。
 - (16) 簿書の整理作業。
 - (17) 譲受会社との協力により、乙の借受けている動産・不動産等に関する賃借人の地位の承継または譲受会社による新契約の締結に関する、対外的な折衝の譲受会社への授權。
 - (18) 譲受会社が承継しない子会社等の整理。
 - (19) RCC 与信に係る債務者からの譽渡承諾書の徵求。
 - (20) RCC 与信の根抵当権の確定及び譽渡手続。
 - (21) 店舗の統廃合に伴う顧客対応。
2. 乙は、単独の責任及び作業により、営業譽渡後遅滞なく、銀行法第 36 条 1 項に従って、本営業譽渡を行った旨の公告を行う。

以上

別紙 16-1費用負担

部門	費用項目	費用細目	甲 (質主)	乙 (売主)	摘要		
企画調整	1. 株主総会に係る費用もしくは代替許可申請に係る費用	臨時株主総会開催費用もしくは代替許可申請費用		◎	営業の全部譲渡並びに当行解散についての許可申請(東京地方) 裁判所民事第8部		
	2. 催告、公告、商号登記に係る費用	店舗統廃合に係る公告、商号登記費用		◎			
		東京相和の臨時株主総会に係る広告、商号登記費用		◎	株式名義替停止公告等		
		営業譲渡に係る公告、商号登記費用	○	○	甲・乙とも各々実費負担		
		債権者に対する催告の公告等費用		◎	催告状に係る公告等		
		その他新聞紙上公告費用		◎	公正証書引締、各種契約書の失効等の公告		
	債権移転	3. 担保権の譲渡、変更、移転等の登記費用	司法書士報酬 根・抵当権移転登録免許税 私裏権の抵当権変更登録免許税 被担保債務の範囲変更登録免許税 謄本・公団等調査請求調査費用 鑑定評価費用 債権移転に係る証明書費用	◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ○	○	相互銀行取引約定書からの変更登記はすべて乙負担 受皿割が調査目的で行うもの 印鑑証明、資格証明費用(各自負担)	
		預金移管	4. 通帳・証書・カード発行費用	店舗統廃合時、キャッシュカード(送替分)作成 新銀行各種通帳・証書・キャッシュカード発行費用	◎ ◎		キャッシュカード作成、郵送費用 キャッシュカード作成、郵送費用
			顧客案内	5. 顧客案内等DM作成費・発送費	新銀行開業案内 統廃合店舗案内 預金サービス開通案内 債権譲渡案内 融資開通案内 カードローン案内 公振・自振等契約の案内	◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎	
システム				6. 支店の統廃合時に係わる費用	オンラインワーク変更 データの移管	◎ ◎	
		7. 営業譲渡に係わる費用		システム開発 外接センター接続テスト	◎ ◎		
				共同センター費用	○	○	甲はSKS(第二地域協会共同システム)、CAFIS(ケレジット&金融機関情報システム)加盟費用、乙は清算費用
				自己査定料	◎		自己査定・金融庁検査の為
店舗・施設	8. 看板			看板取外し及び処分 看板作成及び取付け	◎ ◎		看板は一式(屋上看板、抽看板、壁面看板、ひさし、行名支店名ATMコーナー表示等)全てのサインの撤去費用は乙負担
	9. 店舗・店舗外ATM・社宅	不動産賃貸契約解除に係る費用 解約物件の原状復帰費用 譲受店舗の賃貸契約変更に係る費用	◎ ◎ ◎		店舗、店舗外ATM、社宅、借地を含む全ての契約		
		10. 建物改修関係	譲受店舗 琉球部分改修 譲受店舗 琉球部分以外改修 譲受店舗 設備一式の保守管理・契約変更 譲受店舗外ATM 保守管理 最終出入口の鍵交換	◎ ◎ ◎ ◎ ◎		建物・電気設備・空調設備・給排水設備・その他付属設備・昇降機等において、現在瑕疵が認められる工事費用は乙負担 瑕疵部分 例: 壁面剥落等危険性の恐れがあるものの、防水劣化・漏水の為営業困難なもの等	

部門	費用項目	費用細目	甲 (賃主)	乙 (売主)	摘要
不動産移転	11. 不動産の譲渡	下記以外の不動産鑑定費用	◎		
		境界調査測量費	◎		
		建物消費税	◎		
		不動産取得税・登録免許税	◎		
		司法書士報酬	◎		
		固定資産税	○	○	営業譲渡日にて按分負担
		謄本代	◎		移転登記後の謄本は甲にて負担
事務機	12. オンライン営業店 端末/事務機器 関連	廃止店舗の機器撤去、処分費用	◎		除去費用及びメーカー一時保管費用含む
		存続店舗の機器入替、処分費用	○	○	入替費用は甲負担、処分費用は乙負担
		ATM関係の変更費用	◎		ATM画面、レシート等金融機関名変更に伴う変更費用
動産・什器・ 備品	13. 動産・什器 ・備品関係費用	撤去・処分	◎		店舗統廃合までの撤去処分に係わる費用は乙負担
		譲受品の消費税	◎		
		リース物件の解約・違約金等	◎		リース物件の解約にて発生する全ての費用は乙負担
		各種保守契約関係	◎		保守契約の解約で発生する全ての費用は乙負担
人材開発	14. 諸経費	存続店舗のリース機器入替、処分費用	○	○	入替費用は甲負担、処分費用は乙負担
		制服・事務服費用	◎		
		健康診断費用	◎		再雇用に際し、健康診断実施の場合
総務関連	15. 標本類作成に係 わる費用	行員名刺作成	◎		再雇用に際し、名刺作成
		伝票・帳票類作成	◎		甲使用のもの
		要領用紙類作成	◎		"
		印鑑・ゴム印作成	◎		"
		通知・通達集作成	◎		"
	16. 不要品保管・焼 却に係わる費用	各種手帳類作成	◎		"
		重要書類等保管費用	◎		
		書類保管ケース費用	◎		書類の運搬、保管、ケース費用は乙負担
		不要書類焼却費用	◎		保管期限切れの不要書類の破棄は乙負担
		不要用具品破棄	◎		不要品の破棄は乙負担
17. 諸会員関係	保証協会負担金				
		保証協会負担金(埼玉県千葉県山 梨県保証協会)		◎	未経過分は甲負担 負担金残額(過年度経過分)は乙負担
総務関連	18. その他物件費	各物件費の支払	○	○	営業譲渡日を基準にして、各社実費負担

別紙 16-2公租公課の分担

科目	内容	費用負担
固定資産税	平成13年度分 (13. 4. 1~14. 3. 31)	営業譲渡日を基準に按分計算
不動産の所有権移転に関するもの	登録免許税・取得税・消費税・印紙税	新銀行が負担(但し別途資金援助の対象)
動産の所有権移転に関するもの	消費税	新銀行が負担
担保権の移転に関するもの	登録免許税・印紙税	新銀行が負担
支店登記に関するもの	登録免許税・印紙税	新銀行が負担
事業所に関するもの	事業所税	営業譲渡月分より新銀行が負担
新銀行発行の通帳・証書に関するもの	印紙税	新銀行が負担
新銀行の約定書に関するもの	印紙税	新銀行が負担
新銀行の事業に関するもの	法人税・住民税・事業税	新銀行が負担
源泉所得税に関するもの	源泉税(預金利子税・従業員給与の源泉所得税・司法書士等報酬の源泉所得税等)	源泉した税金(負債勘定)を新銀行が引継いで、新銀行にて翌月10日に支払
諸契約の引継ぎに関するもの	印紙税	新銀行が負担
その他全ての営業譲渡に関する税金		新銀行が負担